

海上自衛隊呉地方総監部と関西電力株式会社、中国電力株式会社及び
四国電力株式会社の連携に関する協定



海上自衛隊
呉地方総監部



中国電力



四国電力株式会社

平成26年7月9日
海上自衛隊呉地方総監部
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社

1 協定概要

(1) 協定の名称

- 「海上自衛隊呉地方総監部と関西電力株式会社の連携に関する協定」
- 「海上自衛隊呉地方総監部と中国電力株式会社の連携に関する協定」
- 「海上自衛隊呉地方総監部と四国電力株式会社の連携に関する協定」

(2) 協定締結者

- ア 海上自衛隊 呉地方総監 海将 三木伸介
- イ 関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠
- ウ 中国電力株式会社 取締役社長 苅田知英
- エ 四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭

(3) 目的

平素から連携を図り、各種災害発生時の相互協力を円滑に行うことを目的とする。

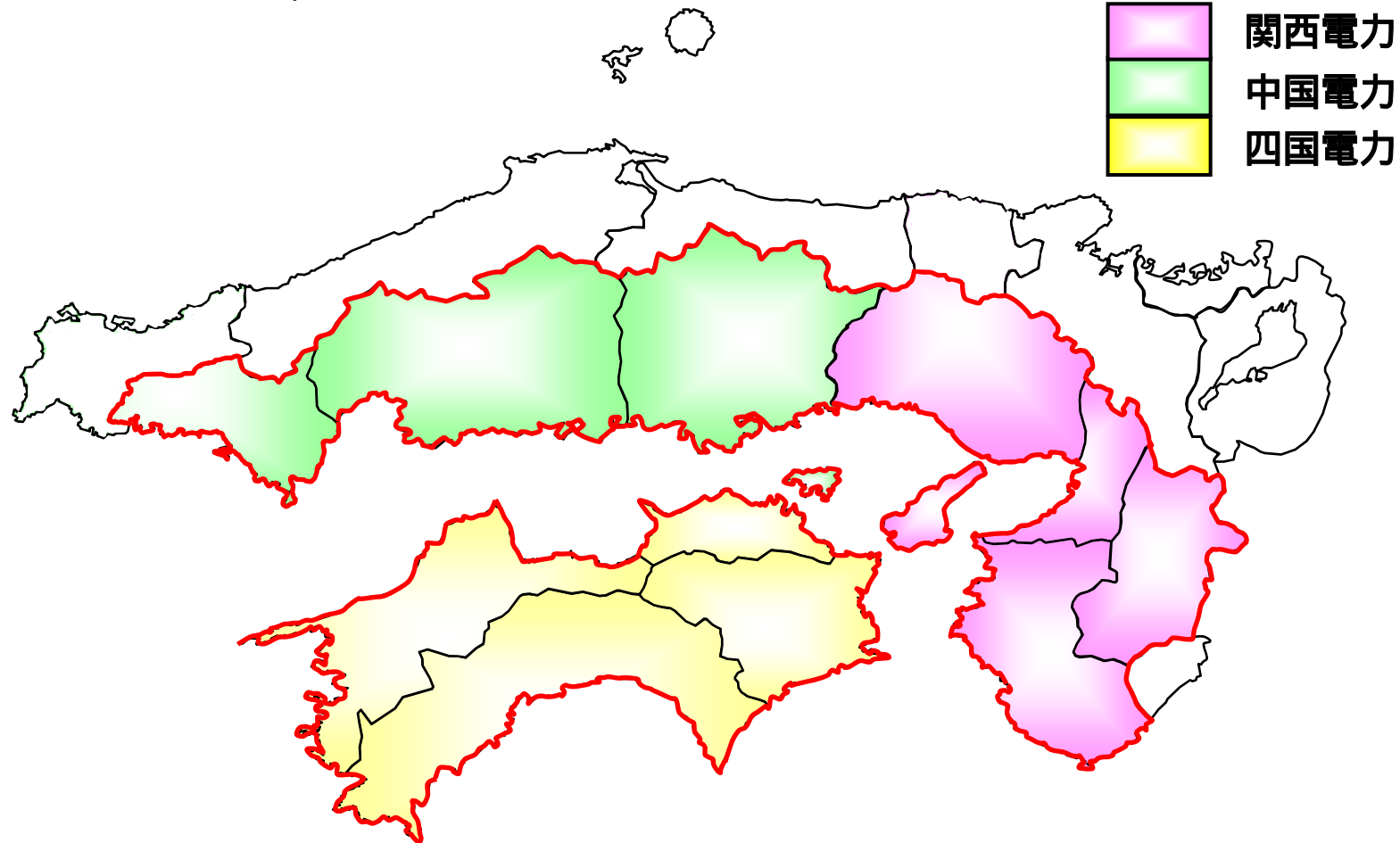
(4) 協定内容の概要

- ア 被害情報等の共有
- イ 相互協力(自ら行う業務に支障のない範囲で実施)
 - (ア)海上自衛隊呉地方総監部 関西電力・中国電力・四国電力
 - a 災害復旧に必要な資機材及び人員の輸送
 - b 前項に必要な輸送手段等の調整
 - (イ)関西電力・中国電力・四国電力 海上自衛隊呉地方総監部
 - a 救援活動に必要な、基地施設及び活動拠点等への電源供給
 - b 救援活動に必要な施設、敷地及び通信回線の提供
 - c 地誌資料(復旧作業を行う上で必要となる資料等)の提供
- ウ 定期的な会議及び各種訓練の実施(各関係機関との共同訓練を含む。)

2 協定範囲

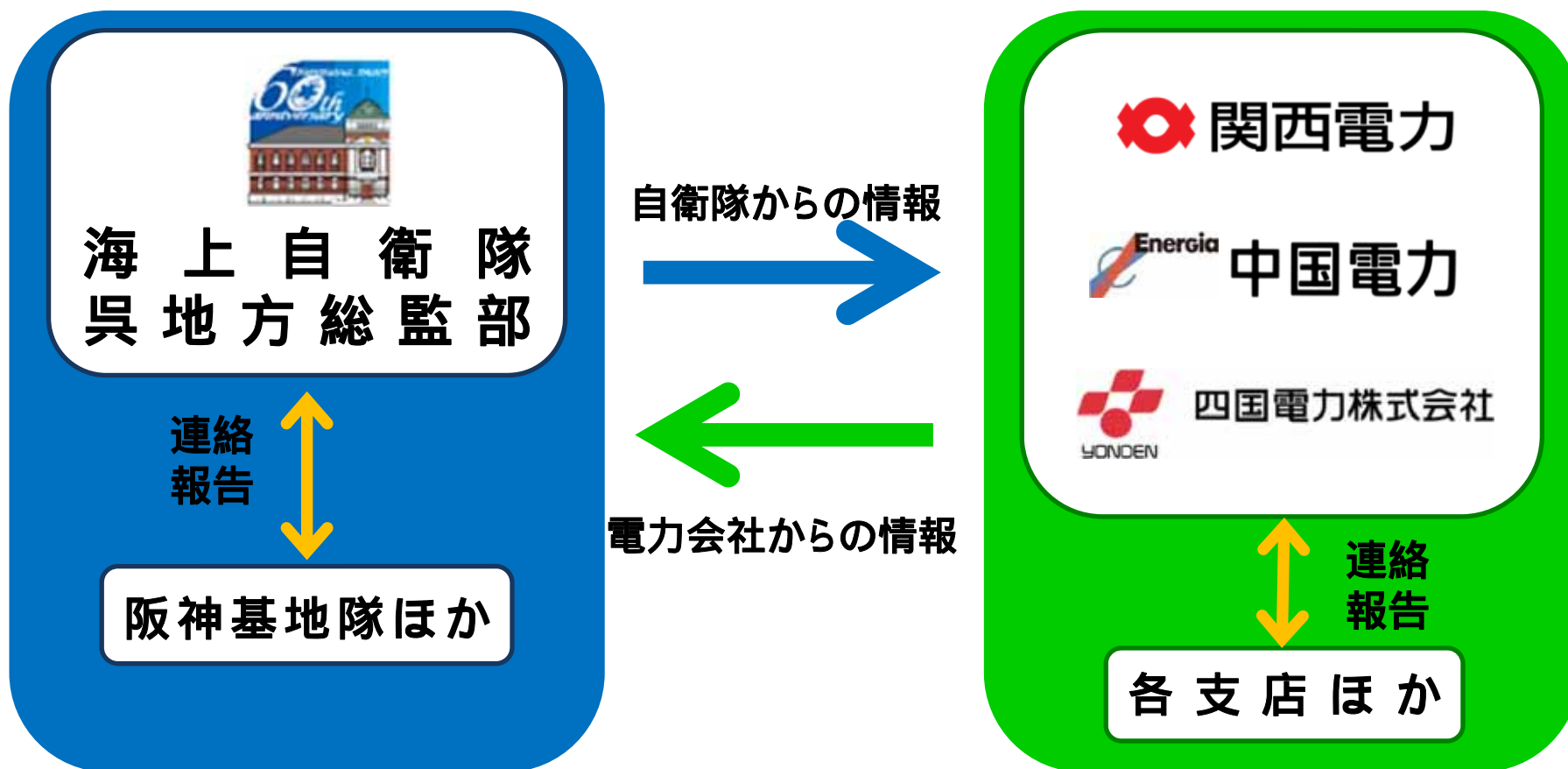
協定の対象範囲

大阪府、兵庫県(豊岡市及び美方郡を除く。)、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県(山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡に限る。)、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

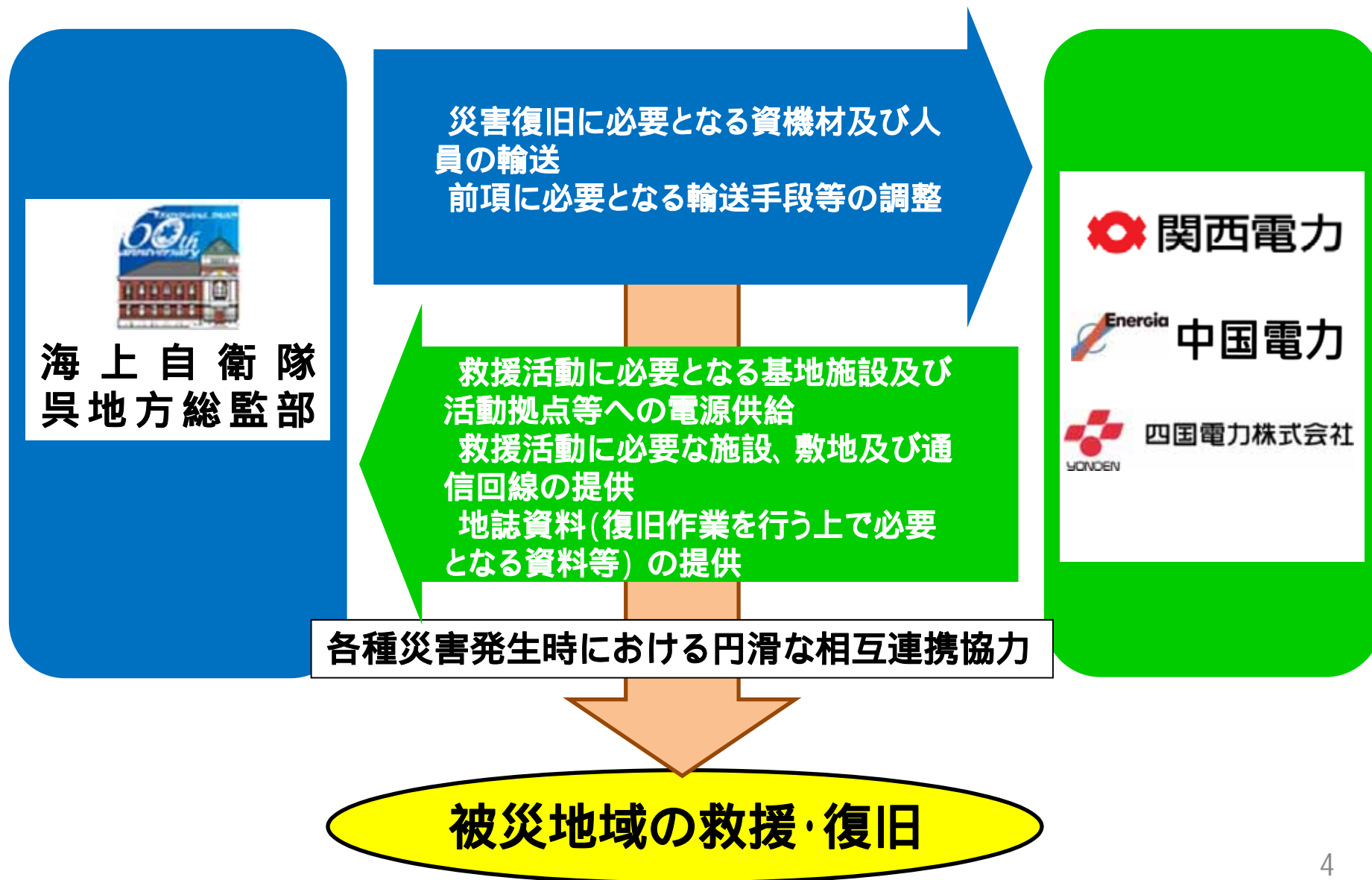


3 被害情報等の共有

災害時の連絡態勢の確立と被害情報等の共有
各種災害発生時に十分な情報を共有し得る連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報をはじめとする、救援・復旧活動に必要な情報を共有

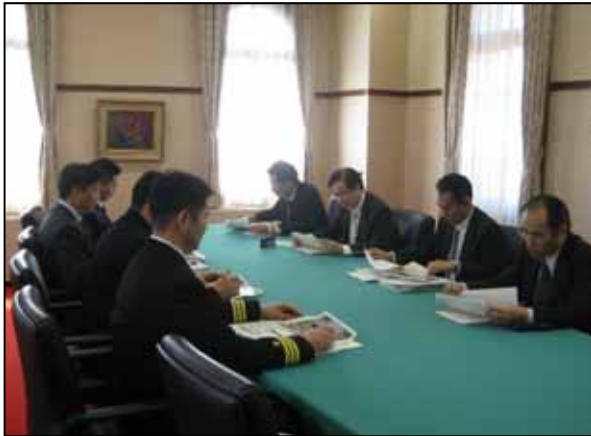


4 相互協力内容



5 定期的な会議及び訓練

災害時に備え、平素から「顔の見える関係」の構築
平素から各種災害対応に関する課題を共有し、災害発生時の相互協力が円滑に行えるよう、
会議及び訓練を定期的を実施



定期的な会議



輸送手段の確保1



電力復旧車両



輸送手段の確保2